

道路位置指定について

道路の位置指定とは、土地を建築物の敷地として利用するために政令で定める基準に適合する道を築造し、その位置の指定を受けるものです。

指定道路築造の前に道路位置指定事前協議書を提出し、事前協議完了の通知を受けた後に工事着手してください。工事が完了後には速やかに本申請を行なってください。

提出書類及び提出部数

工事着手前に・・・道路位置指定事前協議書（2部）提出
事前協議完了通知書受理後に工事着工
工事完了後に・・・道路位置指定申請書（2部）提出

事前協議に必要な書類

- (1)道路位置指定事前協議書
- (2)付近見取図
- (3)公図の写し
- (4)平面図
- (5)計画敷地の区画割図
- (6)排水計画図

本申請に必要な書類

- (1)道路位置指定申請書
- (2)付近見取図
- (3)公図の写し
- (4)平面図
- (5)計画敷地の区画割図
- (6)道路横断図
- (7)道路縦断図
- (8)排水計画図
- (9)求積図
- (10)加工承諾書
- (11)道路位置指定承諾書

(12)土地の登記事項証明書

(13)印鑑登録証明書

(14)完成写真

(15)その他